

○議長(貫井喜代次君) 日程第五議案第八十九号福生市立福生第六小学校増築第五期建築工事請負契約を議題といたします。

(本案について提案理由の説明を求めます。)

(企画財政課長上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 議案第八十九号福生市立福生第六小学校増築第五期建築工事請負契約について、提案理由の説明を申し上げます。

本件も議案第八十八号と同様に第六小学校の増築第五期建築工事の請負契約について、議会の議決を経ようとするものでございまして、これも前議案同様、分離発注をいたしております。

その内容について御説明申し上げますが、建築工事におきましてはここに記載されているとおり一億五百二十万円で島藤建設工業株式会社が落札をいたしております。衛生設備につきましては三千七十七万円で桑林設備工業所が落札をいたしております。電気設備工事につきましては九百万円で原田電気株式会社が落札をいたしております。

合計いたしますと第六小学校の増築工事に要します工事請負金額は一億四千四百九十七万円でございまして、これも前



と同様、防音併行工事が追加発注になる見通しでございまして、この第六小学

校の第五期建築工事の内容でございまして、鉄筋コンクリート三階建てで、一階が六百三十五・五九五平方メートル、二階が四百八十四・九平方メートル、三階が三百三十四・七三五平方メートルで、合計いたしまして延べ一千四百五十四・七三五平方メートルでございまして、この内容は普通教室七、特別教室三、保健室、準備室、その他でござい

ます。なお、議案の内容でございまして、契約の目的は先ほど申し上げたとおりでございまして、契約の方法といたしましては別紙添付の「入札の結果を示す調書」のとおり、島藤建設工業株式会社が一億五百二十万円で落札をいたしたのでござい

ます。工期につきましては、契約確定の日から昭和五十一年三月十日まで、契約の相手は港区赤坂八丁目五番三十四号の島藤建設工業株式会社がござい

ます。以上、簡単にございしますが、提案理由の説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十七番(関 米吉君)

先ほどの四小増築工事にも関連があったわけだが、この分離発注のほうが従前の一括発注より予算の効率的な面においてよりよいと言われたその理由は、具体的にはどういうことなのか。

○企画財政課長(上野重勝君)

これは工事の内容に立ち入る問題で答弁しづらい点もございますが、一括発注でございますと、親の請負会社がございまして下請に出します。当然下請に出しますと、ある程度の経費というものを差引きした上に出すわけでございます。聞くところによると、五%ないし一〇%差引かれるというような話でございます。

したがいまして、直接発注による場合にはその点が内容で充実をしてくるだろうというふうに想像されるわけです。それから分離発注したもう一つの理由としては、地元関係者から分離発注をして中小企業者にも工事の機会を与えてもらいたいというような要望もございました。

以上の点から分離発注という形式をとったのでございます。

なお、管理上の問題から分離発注ということになりますと、ややむずかしい点があるかと思えます。

○十七番(関 米吉君)

それからこの分離発注は学校関係だけになるのか。それとも今

後市民会館とかそういったいろいろな契約が行われるわけですが、そういう場合においてもするののか。それからその基準というものはさっき建築、衛生、電気を別

にすると言われたが、そのほかの土木関係はどういうふうにするのか。

○企画財政課長(上野重勝君)

土木工事関係ではわりあい分離発注するという意

味がありませんので、特殊なものを除いては、特に分離発注という形はとらない考えです。今後この方式でいくのかどうかということにつきましては、その工事の内容とか補助金などがからんでくる場合には補助金等の関係がありますので、個々の内容を検討した結果で分離発注をすべきであるか、あるいは一括発注にするかを決めていきたいと考えております。学校建築のように単純にできるものについては、今後分離発注する予定であります。

なお、これは今回初めてとりました方式でございます。従来、ずっと以前に分離発注をした経過もございますが、その当時若干問題等があって、一括発注ということにしたのですが、今回技術的にも進んでまいりましたし、設計業者も専門家が出てまいりましたし、管理等も専門家に委託するというような関係がありますので、分離発注ということのできるだろうというふうに判断をしたわけですが、

今後も学校等の問題については、できる限り分離発注の型式をとっていききたいと思います。

○十七番(関 米吉君)

学校関係などは今後できる限りこういう形でやっていきたいということであるが、ほかのものはどういうことになるのか。それと発注の基準というのはどうか。たとえば電気設備に限っては何百万円くらいのものは分離発注するんだというふうな基準というのがあるのではないか。電気関係は十万円でも電気関係、衛生関係は五万円でも衛生関係で入札するという形で契約するということがなか。

○企画財政課長(上野重勝君)

一応建築工事については一億円程度を目安として分離発注をすべきかどうかを判断しております。

○二番(松山 清君)

いまの分離発注の問題で、一億円程度と言われたが、議会に出される契約の場合は三千万円以上である。ところが分離発注された場合に一件が二千九百万円で三つに分かれたとすると、こういう議案として議会に出されないわけですね。分離発注すると市内業者にも機会を与えるという理由があるかと思いますが、議会との関係で見るといささか問題があると思う。

結局

議案として提出しないために分離発注をするということも考えられる。そう

いう点もありますので、十分そういう点を注意してもらいたい。

それから第六小学校も第五期工事になるが、いままでずっと島藤建設がやっているのかとも思うが、わかりましたらお願いします。

○企画財政課長(上野重勝君)

第一点の分離発注の問題ですが、一億円ということに進みますと、議会の議決に付すべき金額というのは三千万円でございますので、建築工事については当然それを上回りますので、議会の議決を経る結果になるかと思えます。

又、従来第六小学校の工事は、確かに御指摘のとおり島藤建設がやっておると思えます。

○議長(貫井喜代次君)

暫時休憩いたします。

午前十時三十一分

休憩

午前十一時十分

開議

○議長(貫井喜代次君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き質疑を行います。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○四番(村野武男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十九号については、委員会付託及び討論を省略し、原案どおり同意されんことを望みます。

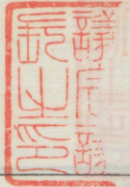
「賛成」と呼ぶ者あり

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま村野武男君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案どおり同意されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十九号は原案どおり同意いたしました。



○議長(貫井喜代次君) 日程第六議案第九十号福生市立福生第六小学校増

築第五期衛生設備工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長 上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 議案第九十号につきまして、提案理由の説明

を申し上げます。

本件も前二議案と同様に契約についての議会の議決を経ようとするものでございまして、福生第六小学校増築第五期工事の衛生設備工事請負契約について議決を経ようとするものでございます。

契約の方法は指名競争入れにより落札をした業者と契約したものでござい、ます。契約の金額は三千七十七万円、工期は契約確定の日から昭和五十一年三月二十二日まで、契約の相手方は福生市志茂二百番地桑林設備工業所桑林貞雄でございます。

簡単でございますが、提案理由の説明といたします。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）

以上で質疑を終わります。

○四番（村野武男君）

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十号については、委員会付託及び討論を省略し、原案とおり同意されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）

お諮りいたします。

ただいま村野武男君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案とおり同意されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）

御異議なしと認めます。

よって議案第九十号は原

案とおり同意いたしました。

○議長（貫井喜代次君）

日程第七議案第九十一号福生市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市長 石川常太郎君登壇）

○市長（石川常太郎君）

御指名をちょうだいいたしまして、議案第九十一号福生市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

御承知のとおり、

ただいま福生市の固定資産評価審査委員会は齊藤菊蔵氏、

田村祐一氏、

磯村武夫氏の三名でございます。

そのうち磯村

武夫氏が八月三十一日をもって三カ年の任期満了になるわけでございまして、この際、法に基づきまして御選任を申し上げたく、つきましては議会の御同意をいただきたく提出申し上げたわけでございます。

八月三十一日をもって磯村氏の任期がまいりますので、私といたしましても適任者を広く物色したのでございますけれども、磯村武夫氏が二期を終わられまして、りっぱに任務を果たされたわけでございしますので、大変に適任者と存じまして、

いま一度お願いを申し上げようと考えたわけでございます。

磯村武夫氏は履歴書にあるとおりでございます。町会議員を二期やられ、又、民生委員もやられ、水道につきましては大変な御努力をちょうだいし、又納税組合長もされまして、固定資産の評価委員は昭和四十四年の九月から昭和四十七年の八月まで第一期、昭和四十七年九月から今年の八月三十一日をもって二期が終わるわけでございます。その間大変に御活躍をいただき、きわめて公正なる御判断をちょうだいいたしておりまして、けだし適任と存じますので、何とぞ御同意をいただきたく、お願いを申し上げる次第でございます。

ちなみに御存じとは思いますが、固定資産の評価審査委員会の委員さんの任務につきましては申し上げますと、固定資産の価格は市の固定資産評価委員によって評価されます。それを市長が決定をいたしまして、固定資産の台帳に登録をいたします。しかる後、一定期間、通常の場合でございますと三月一日から三月二十日まで縦覧に供しておるわけでございます。そしてその縦覧の結果、不服があった場合には適正を期するために、独立した中立の固定資産の評価審査委員会の委員の方々が御検討をくださるようになっていくわけでございます。

任期は先ほど申し上げましたように三年でございます。

普通の委員会でございます。まずと、途中からなされた方は残任期間でございますけれども、固定資産の評価委員に限りましては、いつ選任されてもあくまでも三年でございます。ただいまのところ、固定資産台帳の縦覧期間中に閲覧なさる方は一年間に大体三百名くらいのようでございます。

本年は二十六市の固定資産委員の方々の協議会の幹事を福生市が受け持つようでございます。本年は固定資産の評価委員さんはかなり御多忙と考慮しております。そのようなことを考えましてもおなれになりました磯村さんが最も適任ではないかと考えた次第でございます。

何とぞ慎重なる御審議をちょうだいいたしまして、ぜひとも御同意をいただきましたようお願いを申し上げます。御説明にかえさせていただきます。

○議長(貫井喜代次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二番(松山 清君)

人物についてということではなく、市長がただいま閲覧の方は三百名程度とおっしゃったが、閲覧して不服を申し出るというような方は年間

どのくらいおりますか。

○税務課長(島田 猛君)

とだと思います。

不服審査は私が四十八年に税務課長になってから一回もございません。又、それ以前の関係につきましてもなかったそうでございます。なお又、

仄聞するところによりますと、二十六市の中でも大きな市でときに一件ないし二件くらいある程度だということ です。

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第九十一号は原案どおり同意することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第九十一号は原

案どおり同意することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

日程第八請願第二号建設国民健康保険加入者への補助に関する請願書を議題といたします。



本件については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告願います。

(厚生委員長 小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君)

審査報告をいたします。

(請願審査報告書朗読) 別添参照

引き続きまして補足説明を申し上げます。

昭和四十九年十二月定例会におきまして、東京土建組合の西多摩支部から請願書が提出され、国、都に対する意見書提出はともかく、市に関する公営国保に一般会計から繰り入れている額を建設国保組合にも補助していただきたいという点について委員会付託となり、委員会では審査の結果採択となったものの本会議で不採択となったことは、多数の議員諸氏の記憶されてるところであります。

さて今回、六月定例会に市に関する部分について再び同趣旨の請願書が提出され、十三日の本会議において当委員会に付託され、同月十六日審査を行ったわけであります。提出された請願中に添付の資料も昭和四十九年度の公営国保一人



当たりの保険料が示されているが、まだ最終的な額ではなく、公営国保と建設国保の制度上の相違等をもう一度十分調査する必要もあるのではないかと、意見もあり、当日は閉会中の継続審査として、本会議最終日において御了承を得たわけであり、ります。その間、保険料の比較、医療費及び補助金の比較、保険料算定の相違、公営国保と組合国保との制度の相違等の資料の作成を、両者より提出していただきました。

七月二十四日午前九時より委員会を開きました。請願者より傍聴人が見え、ておりましたのでこれを許可して議事に入りました。

まず公営国保より「国民健康保険事業実績資料」というタイトルで提出された資料について担当課長より説明がなされたのでございます。まず福生市の昭和四十九年度の世帯数五千二百二十八世帯、被保険者数一万四千六百三十一名、保険料一人当たり調定七千五百七十七円、医療費一人当たり三万一千二百二十円、保険者一人当たり負担金二万一千五百七十四円、国庫補助金一人当たり一万三千六百九円、都補助金一人当たり一千八百六十六円、一般会計繰入金一人当たり六百八十三円で、又、東京土建の比例といたしまして、昭和四十九年度世帯数一万四千四百七十四世帯、



被保険者数四万四千四百二十七名、うち福生市該当二百二十四名、保険料一人当たり調定一万四千九百六十八円、医療費一人当たり三万九千六百八十六円、医療費保険者負担金一人当たり三万二千二百二十六円、国庫補助金一万五千二百二十七円、都補助金一人当たり六千二百九円との説明がありました。又、給付割合といたしまして、

公営国保としては世帯主及び家族とも七割給付であり、内容といたしましてはその他の給付といたしまして助産費、育児手当金、葬祭費等の制度があります。

組合国保 東京土建といたしましては組合員は十割給付、家族七割給付、その他ただいまの公営国保と同じように助産費、育児手当金、葬祭費制度もあり、その他出産手当金、傷病手当金の公営国保にない違った形の制度があります。

又、保険料算定につきましては、公営国保は所得割百分の一・三、資産割百分の三・四、均等割一千五百六十円、平等割二千二十円とされております。組合国保

といたしましては昭和四十九年度は組合員世帯主一人月額二千四百円、家族月額一人七百円との以上のような担当課長より説明がありました。

引き続きまして組合国保関係の資料の説明は紹介議員である原委員よりお願いいたしました。資料内容は昭和四十九年度予算対比決算図表、いわ



ゆる円グラフ及び東京土建以下二十団体、の組合同保の昭和四十九年度の実績資料で、被保険者一人当たり額であります。図の内容は円グラフでございますので、具体的に説明しなくても皆さんが見ていただければよくわかるというような説明があると同時に、原委員より次のような意見もありました。

建設労働者は零細な工務店に働くことが多く、移動労働が常態であり、賃金の形態は日給制月払いが多く、労働条件もきわめて劣悪です。固定的な職場を持たないために一般社会保険の適用を受けることがきわめて少ない状態に置かれている。建設労働者の特殊性から建設労働者にふさわしい労働者保険がつけられ、これが適用されることを望ましいと考えます。

しかし現状では公営国保に加入せざるを得ない。そこで問題となるのが三割自己負担であります。入院等によって収入が全く絶たれた上になおかつ三割自己負担として医療費を支払わなければならぬことは、即生活にばかり、長期療養ともなれば生活保護に転落することは確実です。一日仕事を休めばその日の収入がなく、その上三割自己負担もどれだけとられるかわからないという不安から、治療を一日伸ばし伸ばし、無理して働くことから病気を悪化させ、手おくれとなって生命をおとすことさえあり、これは社会的に大き

な問題であります。

私はこの請願を採択とすべきだと思います。

以上のような説明及び意見があり、次いで質疑に入った次第でございます。

資料の内容については明細な数字が書かれているが、公営国保側の調査はどこから取り入れたのか。又、組合同保の場合も同じく資料の取り入れ先はどこかということに対し、公営国保は都に問い合わせせて資料を取り入れた。組合同保は昭和四十九年度の都に提出の決算書に基づく資料である。又、今回出された資料も請願書中の資料とアンバランスであり、もっと正確な資料を収集する必要もある等の活発な質疑がありました。ここで休憩を取り別室において委員の意見統一及び紹介議員よりも十分意見を聞き、再度会議に入りました。資料の数字にあまりこだわるのは危険でもあるとの発言もあり、さらに資料はともかく請願が出されていない他の組合同保との兼ね合いを考えれば当然、本件は不採択であるとの意見等がありました。そこで最終的にまず継続にするかいなかを諮りましたところ、賛成少数で否決されたため、さっそうく結論づけるため採択するかとうかを採決したところ、これも賛成少数となり、本請願は不採択とすることに決定した次第であります。

何とぞ当委員会の決定とおり御協力をお願いいたしまして、補足説明といたします。

○議長(貫井喜代次君)

以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員会報告に対する質疑を行います。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

請願第二号に対する委員会の報告は不採択と決定であります。

起立により採決いたします。

請願第二号は採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(貫井喜代次君)

起立七名少数であります。

よって請願第二号は委員

会報告とおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君)

以上をもって今日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって昭和五十年第四回福生市議会臨時会を閉会いたします。
午前十一時三十二分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

貫井喜代次

議員

議員

山崎良之助

議員

竹田政勝

議員 鈴木孫次郎